

村上市U・Iターン促進支援金交付申請に関する誓約事項

- 1 村上市U・Iターン促進支援金に関する報告及び調査について、市長から求められた場合には、それに応じます。
- 2 村上市移住・就業等支援事業における移住支援金の支給を受けたことがなく、かつ受ける予定はありません。
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 4 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に該当します。
- 5 申請の日から2年以上継続して村上市に居住する意思を有しています。
- 6 次のいずれかの事項に該当したときは、支援金の全額又は一部を返還します。
 - (1) 虚偽の申請を行っていた場合。
 - (2) 支援金の交付申請を行った日から2年以内に村上市から転出した場合。
 - (3) 交付金の関係する規定等に違反し、又は該当しなくなった場合

村上市U・Iターン促進支援事業個人情報の取扱い

市長は、村上市U・Iターン促進支援事業の実施に際して得た個人情報について、村上市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市長は、当該個人情報について、事業の円滑な実施のため、他の都道府県、他の市町村に確認する場合があります。

上記「村上市U・Iターン促進支援金交付申請に関する誓約事項」について誓約し、「村上市U・Iターン促進支援事業個人情報の取扱い」について同意します。

年 月 日

申請者（署名）

(※必ず申請者本人が自署してください。)